

県外産業廃棄物搬入事前協議制度の流れ

中間処理(リサイクル率80%以上)の場合

※まず、搬入を予定する大分県内の中間処理業者にリサイクル率をご確認下さい。
(中間処理業者がリサイクル率を大分県に提出していない場合は手続きできません)

事前協議書(添付書類)および協定書(2部)の提出

郵送でかまいません。
書類の不足等不備があった場合は、ご連絡します。

30日以内

大分県から結果通知書及び協定書(1部)を返送

搬入開始

結果通知書に記載された期間搬入できます。
※処分業者と契約を締結の上、搬入して下さい。

実績報告

こちらから報告の依頼は出しますが、基本的に下記期限までにご報告下さい。

4月～9月実績:10月31日まで

10月～翌年3月実績:4月30日まで